

(その1)

## 収支報告書

(令和  
年分)

(令和 年 月 日開催分)

- 1 政治団体の名称 木村ひでち 後援会
- 2 主たる事務所の所在地 上伊那郡箕輪町大字三日町1788-1
- 3 代表者の氏名 烏山惣一郎
- 4 会計責任者の氏名 木村真大

事務担当者の氏名

木村真大

(電話)

0265-79-3838

## 資金管理団体の指定の有無

- 有  
 無

公職の種類

資金管理団体の届出をした者の氏名

## 国会議員関係政治団体の区分

- 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体  
 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名

公職の種類

03 年整理番号 6130

## 資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から  
令和 年 月 日まで

## 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日から  
令和 年 月 日まで

(その2)

支 支 の 状 況

## 1 収支の総括表

## 2 収入項目別金額の内訳

## (2) 寄附

(その17)

資 产 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 产 等 の 有 無			
資 产 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）若しくは貯金（普通貯金を除く。）又は郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 錢 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 價 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(その20)

## 宣誓書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和~~夕~~年／月~~5~~日

政治団体の名称 木村ひでぢ後援会

※代表者の氏名

会計責任者の氏名 木村 真大

（備考）

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 ※「代表者の氏名」欄は、解散の場合のみ記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。